

令和6年度（2024年度）「阿蘇」世界文化遺産学術検討支援業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

令和6年度（2024年度）「阿蘇」世界文化遺産学術検討支援業務委託

2 実施目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置した協議会）では、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指している。

今年度は、委託者である熊本県文化企画・世界遺産推進課（以下「県」という。）が、「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表追加記載に向けた学術検討を行う等、その支援として「3 業務内容」に示す業務を委託する。

3 委託業務の内容

（1）海外視察補助

令和6年度に実施する海外視察に際し、当課と協議の上、以下の業務を行う。

- ①視察先（大韓民国済州島）との日程調整を行う（目安：4泊5日）。
※視察人数は行政職員2名、通訳及びコーディネーターの計4名とする。
- ②通訳・コーディネーターの雇用、航空機・宿泊地・借上車の手配を行い、行程表を作成する。
- ③視察の必要経費を支払う。
- ④視察に必要な情報（先行研究）の収集を行い、収集した情報を整理し、当課職員へのレクチャーを行う。
- ⑤視察資料の作成・印刷を行う。

（2）学術委員会の運営補助

令和6年度に実施する学術委員会（2回）に際し、以下の業務を行う。

- ①当課との協議を行ったうえで、学術委員会委員（以下「委員」という。）10名程度の日程調整を行い、開催候補日を提示する。
- ②会場について当課と協議のうえ決定する。
- ③現地出席困難な委員のために、事前にZoom、Webex等のオンライン設定を行い、学術委員会の会場設営とともにZoom、Webex等のオンライン環境を整える。
- ④当日配付資料の印刷を行い、会場において必要部数の配付を行う。
- ⑤学術委員会後に議事録を作成し、速やかに早い段階で当課に提出する。
- ⑥委員の旅費試算を行った上で、後掲「旅費・謝金の目安」を参考にして旅費・謝金を支払う（受託者負担）。

※委員は10名程度とする。うち8名は県外在住の委員を想定すること。

(3) 歴史・地理専門部会の運営補助

令和6年度に実施する歴史・地理専門部会（3回）に際し、以下の業務を行う。

- ①当課との協議を行ったうえで、歴史・地理専門部会委員（以下「部会委員」という。）の日程調整を行い、開催候補日を提示する。
- ②会場について当課と協議のうえ決定する。
- ③現地出席困難な委員のために、事前に Zoom、Webex 等のオンライン設定を行い、歴史・地理専門部会の会場設営とともに Zoom、Webex 等のオンライン環境を整える。
- ④当日配付資料の印刷を行い、会場において必要部数の配付を行う。
- ⑤歴史・地理専門部会後に議事録を作成し、速やかに早い段階で当課に提出する。
- ⑥委員の旅費試算を行った上で、後掲「旅費・謝金の目安」を参考にして旅費・謝金を支払う（受託者負担）。

※委員は3名程度とする。うち2名は県外在住の委員を想定すること。

(旅費・謝金の目安)

項目	摘要
委員旅費	<ul style="list-style-type: none">・ 県外在住の委員の場合、1名につき10,800円程度の前泊があることを前提とし、東京—熊本往復の旅費を目安とすること。・ 県外在住の委員には、1日あたり2,200円程度、県内在住の委員には550円程度の旅行諸費を加算すること。・ 旅費試算の際に交通手段、前後泊の有無等について各委員に照会し、その結果を支払額に反映すること。
謝金	<ul style="list-style-type: none">・ 会議1日につき10,500円を目安とする。

(4) その他

「阿蘇」の世界文化遺産登録に向けて、現在、県が実施している業務以外に必要な業務があれば積極的に提案する。なお、当課、文化庁及び学術委員会等から情報の追加が求められた場合、対応すること。

4 著作権に係る留意事項

- (1) 業務に当たり、第三者（本県及び受託業者以外）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作製した成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属する。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

6 契約上限額

7,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 成果品の納品

業務完了報告書の提出と併せて、委託業務の成果品として、次のものを納品する。

- ・ 事業で作成・使用したデータ等（電子媒体）を所収した DVD-R 及び物品等
- ・ 報告会の録音データ（電子媒体）。

8 成果品の二次利用（電子及び紙媒体）

委託者が行う事業での利用及び配布に利用（複写・加工による利用を含む）

9 特記事項

- （1）企画の実施（課題等含む）に当たっては、委託者と十分協議すること。
- （2）打合せに伴う交通費等については、受託者の負担とする。

10 本仕様書

本仕様書は、企画コンペの結果に基づき、委託者・受託者双方で実施内容の協議を行ったうえで、別途作成する。